○総務省令第五十七号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の(十八)の項の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

総務大臣　高市　早苗

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量） **第二条**　危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。	（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量） **第二条**　［同上］
［(一)～(二十九)　略］	［(一)～(二十九)　同上］
(三十)　五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）一〇％以下を含有するものを除く。）	(三十)　五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）一〇％以下を含有するものを除く。）
(三十一)　三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤	
(三十二)～(七十四)　［略］	(三十一)～(七十三)　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［同上］

附　則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

○農林水産省令第三十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

農林水産大臣　江藤　拓

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係）	別表第１（第１条関係）
１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5)　飼料一般の表示の基準	(5)　飼料一般の表示の基準
ア　（略）	ア　（略）